

# 令和元年度 文京区障害者就労支援センター事業計画

## 運営計画

平成 30 年より精神障害者雇用義務化に伴い法定雇用率が 2.0%から 2.2%へ引き上げがありました。障害者就労支援センターにおいても、新規登録者は 7 割程、新規就労者の 8 割程が精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方となっています。障害者雇用を取りまく課題として、精神障害者の雇用の拡大、就学期から就職期、高齢期のステージ移行に伴う多様な就労ニーズへの対応、中小企業における障害者雇用のさらなる促進、増加する就労定着支援件数への対応など多分野の連携が必要なものも少なくなく、地域全体で支えていくことが求められます。こうした課題の解決のため、地域の関係機関との連携をさらなる充実を図り、福祉・雇用・医療・教育などの分野同士のパイプ役となるよう支援体制と事業の充実に取り組んでまいります。

### 【令和元年度の就労支援センター業務における重点項目】

令和元年度は、主に以下の三点を重点項目とします。

#### ① 精神障害者雇用義務化に伴う精神障害者就労支援及び企業支援の対応強化

法定雇用率が 2.2%となり、さらなる採用の拡大または新規採用を進める企業ニーズは高まっています。同時に、精神障害者保健福祉手帳を所持している求職者も増加傾向にあります。早期離職につながらず、就労継続していくために、職業準備性向上のための支援に力を入れていきます。

#### ② 福祉・雇用・医療・教育の連携

多様なニーズを背景にもった対象者の方からの相談は増加傾向であり、多機関が連携するケースも同様に増えています。連携を効果的に行っていくためには、他分野について相互理解ができていることが基盤となります。『互いに知ること』をテーマにしたネットワーク事業等を通じて、地域共生社会へつながるよう取り組み連携の促進を図っていきます。

#### ③ 地域の中小企業雇用促進

大企業に比べ中小企業の障害者雇用は遅れていますが、大企業と中小企業では障害者雇用に取り組む際の課題やニーズが異なっているため、アプローチ方法も中小企業に合わせた方法が必要になります。職場体験制度の周知や助成制度を組み合わせた中小企業の雇用体験の実施、地域の中小零細企業への働きかけに取り組んでいきます。

(各事業内容)

##### 1. 就労支援

就労支援では地域の就労・生活関連機関と連携し、障害のある方の生涯に渡るキャリア支援の視点に立って、本人主体の質の高い就労支援を提供します。また、就労した人の定着支援では、職場環境調整、職場の変化にともなう支援やキャリアに関する悩みなど、雇用継続に向けた対象者・職場への有効な定着支援を行います。

##### (ア) 就業相談

支援対象者及び家族、又は事業主などからの就労全般に関する相談に応じます。

## (イ) 就職準備支援

一般就労を希望する利用者の適性・状態をヒアリング及び実習などで把握し、就労意欲や職業能力を高めるなど、利用者の状況に即した就職に向けた支援を行い、必要に応じ適切な関係機関との連携を行います。

## (ウ) 職場開拓

公共職業安定所への同行、労働関係機関（東京商工会議所千代田支部など）との連携や区内企業に対する障害者雇用情報の提供、成功事例の共有化による企業開拓、業務の切り出しによる職場開拓を行い、利用者への求職活動を支援します。

## (エ) 職場実習支援

職場実習に際して、通勤援助、実習先での職務分析及び実務援助の他、事業主等に利用者に対する理解を求め、職場環境の調整などの支援を行います。

## (オ) 職場定着支援

就職した障害者が安心して働き続けられるよう、職場でのトラブルを未然に予防し、解決するために、定期的に又は随時、訪問して、利用者、家族及び事業主などに対し、必要な助言や調整などを行います。ライフキャリアカウンセリングに取り組み、支援の質の向上に努め、地域の就労支援関係機関や労働関係機関などとのネットワークと連携していくとともに、企業側の問題解決能力を高めていけるよう、企業内の力を引き出す取り組みを行います。

## (カ) 離職時の調整及び離職後の支援

離職時の事業主との調整及び諸手続きのほか、離職後の生活設計など、利用者の状況や希望に添った支援を行います。

(キ) ハローワークオンライン求人サービスを実施し、ハローワークの求人情報検索が随時できるよう専用端末の整備を行います。

**職業ガイダンスについて**

平成 28 年 4 月より導入した職業ガイダンス方式の改善に取り組みます。情報提供内容と方法の見直し、関係機関への周知、他関係機関窓口との連携の検討に取り組んでいきます。（障害福祉課、予防対策課、保健サービスセンター、生活福祉課等）

**区役所インターンシップ**

福祉から雇用の流れの仕組みとして整備に取り組みます。企業就労をしていくための「実習」といった機会だけでなく、職業準備性の向上のため、「体験」を目的とした機会としても検討をしていきます。

**支援者の企業実習体験**

トヨタグループ株式会社（区内の特例子会社）での支援者の企業実習を企画実施します。福祉から労働への柔軟な移行をはかるためには、雇う側と送り出す側がお互いの価値観や違いを理解することで円滑になります。就労部会又は支援者研修会において実習者の報告も共有しながら取り組みます。

## 2. 生活支援

働く障害のある方の生活に関する様々な課題を地域の関係機関と連携し支援を行います。問題解決的な発想でなく、本人主体のその人らしいライフキャリアの実現、生活の質の向上を伴う職業生活の支援を目指します。また、基幹相談支援センターや保健師、地域の関係機関と連携し、生活に課題のある方を地域全体で支えていきます。

## (ア) 日常生活の支援

出勤準備、通勤、就業、休憩、食事など、就労に伴う利用者の日常生活のリズムの調整を図

るとともに、利用者の健康管理や金銭管理などに関して相談・助言を行います。必要に応じて適切な関係機関と連携を密にし、就業生活の安定を図ります。

(イ) 安心して職業生活を続けられるための支援

就職前後の利用者の不安や悩みを解消するために、家族や職場の同僚との対人関係に関わる相談・調整のほか、福祉サービスや年金申請等の情報提供、利用援助などの具体的な支援を行います。

(ウ) 豊かな社会生活を築くための支援

利用者の終業後の時間帯や休日等の過ごし方や金銭の使い方への助言を行うとともに、余暇活動について利用の仕方の助言や情報提供を行います。

(エ) 将来設計や本人の自己決定支援

利用者が働きながら自活を目指したり、結婚、出産、育児などの将来設計を行う場合の相談に応じ、具体的な選択肢とともに、選択にあたり本人がなすべき準備や選択した結果に対する責任の取り方などについて説明した上で、利用者の自己選択・自己決定を支援します。

#### 関係機関との連携強化とコーディネート力向上

障害のある方の就労支援は生活支援と一体的に行うことで成果を上げて来ましたが、個人の生活は多様で、社会の仕組みも複雑化しており生活支援は多岐に渡るため、一人ひとりに合った生活支援を実現するためにも地域全体で職業生活を支える仕組みの構築が必要です。就労部会、支援者研修会などの事業及び日々の支援を通じながら、区内の福祉・保健・医療・教育・区民生活関係機関と連携し、必要なサービスをコーディネートするなどのソーシャルワーク機能の強化に取り組みます。

#### 定着支援について

平成 30 年の総合支援法の改正において新設された就労定着支援事業所に関する情報収集と、区内におけるより良い定着支援について、現状の課題と将来に向けて求められる定着支援について検討していきます。

### 3. 企業支援

障害者雇用が進む中で企業支援の必要性が高まっています。特に、精神障害のある人や発達障害のある人の採用や雇用管理は、企業への適切な情報提供とサポートが職場定着に大きく影響します。地域の障害者就労支援の拠点として区内企業へのサポートを行います。

(ア) 障害者雇用に取り組む企業などへの支援

地域の包括的なネットワークを構築し、区内の就労支援関係機関（就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等）と企業の交流をコーディネートします。また、障害者雇用や就労支援機関に関する情報発信を積極的に行い、企業に対する障害者雇用促進、新規開拓、障害者雇用に対する不安解消、雇用後の継続的な助言・支援・就職後のフォローを行います。

#### 中小企業の障害者雇用促進への重点的な取り組み

区内中小企業の障害者雇用の課題を把握し、概ね 2 年間をかけて集中的に雇用促進のための支援を行います。①商工会議所文京支部などとの連携によるミニセミナーや情報提供の機会②地域の福祉作業所と企業への助成制度を組み合わせた中小企業の雇用体験の機会③ハローワーク・東京都・しごと財団との協働④広報活動など組み合わせ効果を上げる。また、障害者就労支援センター講演会及びハローワークが主催の障害者雇用促進セミナーへ協力し、障害者雇用の促進に取り組んでいきます。

**障害者就労支援センター講演会**

日時：10月4日（金）

開場時間、開演時間、終演予定時間未定

場所：文京シビックセンター スカイホール

## 4. 事業所ネットワーク

地域の就労関係機関がネットワークを形成し、障害のある人の「働く」を地域全体で支えていく仕組み作りを行います。将来に向けた、就労支援の充実した地域づくりを目的とし、地域の支援者が交流し、問題意識を共有する場づくりや日常的な関わりの中でネットワークづくりを行います。

## [おもな業務]

事業所ネットワーク①企業就労（就労支援者研修会）②福祉就労（ジョブ～る文京（共同受注ネットワーク）

文の京ハートフル工房（自主製品販売会）の事務局

ギャラリーの管理メンテナンス

**事業所ネットワーク**

就労支援者研修会…①就労支援ネットワークの構築②企業就労支援の課題共有③研修会の開催や事例を通じた人材育成を目的に、年4回実施します。

## 【年間日程(予定)】

第1回	5月23日（木）	14時00分～16時	第1回	：区民センター	2A会議室
第2回	7月18日（木）	18時30分～20時	第2回	：区民センター	2A会議室
第3回	10月17日（木）	18時30分～20時	第3回	：区民センター	3A会議室
第4回	2月13日（木）	18時30分～20時	第4回	：区民センター	2A会議室

**福祉就労（ジョブ～る文京）**…福祉的な就労をする人が、やりがいや達成感を感じて、その人なりの「働くこと」を実現することは大切なことです。区内の福祉就労に関わる関係者が福祉就労の役割やあり方や共同受注・共同販売・工賃向上についての検討を行います。（4回）

**文の京ハートフル工房と連絡会**

毎月1回のハートフル工房販売会の賑わいの維持継続に取り組みます。また、出店事業所の主体性をさらに引き出して事務局の業務を後方支援の関わりにし、地域全体で取り組める事業になるよう取り組みます。連絡会は区内雑貨店「百水」に運営を委託して、プロの方からのコンサルを受け、魅力ある商品や販売会作りを目指します。（6回）

## 【年間日程（予定）】

5月28日（火）、6月25日（火）、7月23日（火）、8月27日（火）、9月24日（火）  
10月24日（木）、11月26日（火）、12月9日（月）、12月20日（金）、1月28日（火）  
2月25日（火）、3月24日（火）

## 5. 余暇支援

職業生活において余暇活動は職業生活の質とも関係します。安定した職業生活を続けるためのストレス対処行動は重要な仕事を続けるためのスキルになります。たまり場及び生活講座を通じ、就労定着支援につながるよう運営をしていきます。

**たまり場事業**

企業就労をする障害のある方が、毎月第一金曜日の夜に集まり仲間と食事やゲームを楽しめる場を提供します。働く自分を実感することによる自己肯定感や自信、ピア効果、友達との出会いの場となるよう実施します。少しずつ当事者のエンパワメントを引き出し、自ら主体的に参加し楽しめる雰囲気づくりに取り組みます。なお、平成 31 年度については、主として東洋大学（文京区内）の学生食堂で開催します。

【年間日程(予定)】 5/17、6/21、7/19、8/16、9/20、10/18、11/15、12/20、1/10、2/21、3/13

※1月の第3金曜日(1/17)は休校日の為、第2金曜日(1/10)とする。

※3月の第3金曜日(3/20)は祝日の為、第2金曜日(3/13)とする。

**生活講座**

主に企業就労をする知的障害のある方を対象に、職業生活を続ける上で必要になるソーシャルスキルの生涯学習の場として企画します。毎月1回、平日の夜又は土曜日に開催します。内容は、社会生活に必要なスキルや知識の修得、社会・地域への関心、様々なライフイベントに備える知識、自分らしく生きることなどを実施します。

【年間日程(予定)】

5月、8月、9月、10月、2月の土曜 10:00~12:00

7月、11月、1月の平日 18:00~20:00

(4月と12月を除く、計8回)

## 6. 文京区障害者地域自立支援協議会就労支援専門部会

文京区障害者地域自立支援協議会就労支援専門部会の事務局として同会を企画・運営します。「互いに知る」をテーマに、地域共生社会を育むことを目的とし実施します。

開催は年3回と事務局会議3回、及び親会への報告、資料作り、議事運営、議事録作成等を行います。

## 7. 広報活動

文京区障害者就労支援センター周知のための計画的な広報活動を行います。広報活動を通して、「障害のある人が働くこと」が当たり前の地域を目指して地域の人々に向けての普及啓発に取り組みます。

広報活動の目的は以下の視点が重要であり、中長期的に取り組んでいきます。

- ・区民（地域全体）が障害のある人が「働く」ことを知ることで、地域全体のサポート力（地域力）を引き出すこと。
- ・障害のある方が就労支援や障害者雇用を知ることで、職業へのアクセスが身近になります。

パンフレットの配布（区関連施設に随時）

文の京ハートフル工房関連のチラシ（区関連施設に随時）

広報紙『文京区障害者就労支援センター通信』の発行（年3回）

以上